

建築事前調査票

調査年月日	令和 年 月 日
敷地の地名地番	

表1（岡崎市が窓口となるもの）

網掛け事項は、建築基準法関係規定です。

項目	調査欄	担当課
都市計画区域	☐ 内（ ☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域） ☐ 外	都市計画課（西1F）
用途地域	☐ 第1種低層住居専用 ☐ 第1種中高層住居専用 ☐ 第2種中高層住居専用 ☐ 第1種住居 ☐ 第2種住居 ☐ 準住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工業専用 ☐ 指定なし	企画調査係  都市計画情報 1 番窓口タッチパネルを用いて調べられます。
防火地域等	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし（法第22条区域内）	
法定建ぺい率	（ ）%	
法定容積率	（ ）%	
高度地区	☐ 1種（18m） ☐ 2種（25m） ☐ 外	
高度利用地区	☐ 内 ☐ 外	
特別用途地区	☐ 内（南公園レクリエーション地区） ☐ 外	
駐車場整備地区	☐ 内 ☐ 外	
都市計画道路	☐ 内 ☐ 外	
地区計画	☐ 内（ ）地区 ☐ 外	
立地適正化計画	都市機能誘導区域 ☐ 内（ ）周辺 ☐ 外 居住誘導区域 ☐ 内（ ） ☐ 外 該当 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 要確認	
生産緑地地区	☐ 内 ☐ 外	総務係
大規模土地利用行為	該当 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 要確認	
特定事業	該当 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 要確認	
景観計画区域	☐ 景観形成一般地区 ☐ 景観形成重点地区（ ☐ 八丁地区 ☐ 藤川地区） ☐ 眺望景観保全地域（大樹寺から岡崎城天守を望む眺望保全地域）	まちづくり推進課（西1F） 景観まちづくり係①  都市計画情報
景観協議	該当 ☐ 有 ☐ 無	
景観法による届出	該当 ☐ 有 ☐ 無	
屋外広告物許可	該当 ☐ 有 ☐ 無	景観まちづくり係②

岡崎市の位置：北緯35度、東経137° 10'（日影図作成用）

項目	調査欄	担当課
建築基準法第42条道路	（ ）面 42条 項 号道路 ・ 通路 （ ）面 42条 項 号道路 ・ 通路 （ ）面 42条 項 号道路 ・ 通路 （ ）面 42条 項 号道路 ・ 通路	建築指導課（西1F） 建築審査係
都市計画区域外 指導要綱	該当 ☐ 有 ☐ 無（都市計画区域外のみ）	
都市計画法による許可	該当 ☐ 有（ ☐ 開発 ☐ 建築） ☐ 無	開発審査係
旧住造法による造成地	☐ 内 ☐ 外（市街化調整区域のみ）	
盛土規制法	☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域	
都市計画区域外 開発条例	該当 ☐ 有 ☐ 無（都市計画区域外のみ）	
建築協定区域	☐ 内（ ☐ 明大寺町字東長峰の一部 ☐ 康生通南二丁目56番） ☐ 外	監察指導係
人街条例	該当 ☐ 有 ☐ 無	
後退用地の事前協議	該当 ☐ 有 ☐ 無（法42条2項道路がある場合のみ）	住環境政策課（西1F） 狭あい道路整備係
道路法による道路種別	☐ 市道（幅員 m） ※国道、県道については各管理者に確認してください。 ※市道認定がない道の幅員は、公図と道路の現況により、幅員を把握してください。	岡崎市わが街ガイドから確認してください。  市道認定路線図
農地法による手続き	該当 ☐ 有 ☐ 無	農業委員会（西B1F）
工場立地法による届出	該当 ☐ 有 ☐ 無 ※製造業その他業種であって敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の場合	商工労政課（西B1F） ものづくり支援係
大店立地法による届出	該当 ☐ 有 ☐ 無	にぎわい創生係
下水道関係	公共下水道計画区域 ☐ 内 ☐ 外 下水道整備状況 ☐ 済 ☐ 未（下水道工事課ホームページから確認できます。） 供用開始 ☐ 済 ☐ 未 下水道本管理設状況 ☐ 有 ☐ 無 下水道本管の分類 ☐ 合流管 ☐ 合流污水管 ☐ 分流污水管 接続方式 ☐ 合流式 ☐ 分流式	下水道工事課（西5F） 計画係 サービス課（西6F） お客様料金係 岡崎市わが街ガイドから確認してください。  下水道台帳情報
上水道関係	水道本管理設状況 ☐ 有（口径 mm） ☐ 無	サービス課（西6F） 水道給水係

次ページへつづく

都市計画区域外指導要綱：都市計画区域外における、延べ床面積が10㎡以上の建築が対象（確認申請を要するものを除く）

開発許可：平均切盛30cmを超える造成行為や公共施設の築造等を行う場合が対象（市街化区域で開発面積500㎡未満を除く）

建築許可：市街化調整区域における建築が対象

都市計画区域外開発条例：都市計画区域外における、開発行為が対象（開発面積100㎡未満を除く）

人街条例：多数の者が利用する施設の新築等が対象（例：物品販売業を営む店舗、飲食店、50戸超又は2,000㎡以上の共同住宅など）

※QRコードは、「岡崎市わが街ガイド」につながります。
住所検索により素早く調査することができますので、利用条件に同意のうえご利用ください。

項目	調査欄	担当課
風致地区	☐ 内 ☐ 外	公園緑地課（西4F）
都市計画公園	☐ 内 ☐ 外	計画整備係
都市計画緑地	☐ 内 ☐ 外	 都市計画情報
土地区画整理事業	都53条（現在該当区域はありません。）	市街地整備課（西4F）
	区76条 ☐ 内（ ☐ 岡崎駅南 ☐ 岡崎駅東 ☐ 針崎若松 ☐ 本宿駅西） ☐ 外	総務清算係
埋蔵文化財による届出	該当 ☐ 有 ☐ 無	社会教育課（福4F） 岡崎城跡係
土壌汚染対策法による手続き	該当 ☐ 有 ☐ 無	環境保全課（福5F）
その他環境法令による手続き	該当 ☐ 有 ☐ 無 ※特定建設作業を実施する場合、届出が必要です。 ※解体、改修等で石綿の使用がある場合、ご相談ください。	環境保全係
自然公園地域	☐ 内（ ☐ 三河湾国定公園 ☐ 本宮山県立自然公園） ☐ 外	自然共生係
愛知県自然環境保全地域	☐ 内（ ☐ 茅原沢 ☐ 山中八幡宮） ☐ 外	

表2（他が窓口となるもの）

項目	調査欄	担当課
土砂災害警戒区域等	☐ 内（ ☐ 特別警戒区域 ☐ 警戒区域） ☐ 外 ☐ 指定手続き中	マップあいちの「土砂災害情報マップ」をご確認ください。 
急傾斜地崩壊危険区域	☐ 内 ☐ 外	西三河建設事務所
砂防指定地	☐ 内 ☐ 外	維持管理課
河川保全区域	乙川 河川保全区域 ☐ 内 ☐ 外	西三河建設事務所 維持管理課
	矢作川 河川保全区域（美矢井橋より上流） ☐ 内 ☐ 外	中部地方整備局豊橋河川事務所 岡崎出張所
	矢作川 河川保全区域（美矢井橋より下流） ☐ 内 ☐ 外	中部地方整備局豊橋河川事務所 安城出張所
保安林の許可・届出	該当 ☐ 有 ☐ 無	西三河農林水産事務所 林務課
管理阻害	該当 ☐ 有 ☐ 無 ※「矢作地域」かつ「浄化槽排水」の場合のみ	明治用水土地改良区

表3（問合せ先）

課名等	場所	電話番号
都市計画課 企画調査係	西庁舎 1階 2番窓口	0564-23-6260
総務係	西庁舎 1階 3番窓口	0564-23-6248
まちづくり推進課 景観まちづくり係①	西庁舎 1階 4番窓口	0564-23-6261
景観まちづくり係②	西庁舎 1階 4番窓口	0564-23-7252
建築指導課 建築審査係	西庁舎 1階 5番窓口	0564-23-6192
開発審査係	西庁舎 1階 6番窓口	0564-23-6253
監察指導係	西庁舎 1階 7番窓口	0564-23-6816
住環境政策課 狭あい道路整備係	西庁舎 1階 8番窓口	0564-23-6848
道路維持課 総務係	西庁舎 3階	0564-23-6223
農業委員会	西庁舎 地下1階	0564-23-6196
商工労政課 ものづくり支援係	西庁舎 地下1階	0564-23-6287
にぎわい創生係	西庁舎 地下1階	0564-23-6212
下水道工事課 計画係	西庁舎 5階	0564-23-6302
サービス課 お客様料金係	西庁舎 6階	0564-23-6300
下水道施設課 管渠維持係	西庁舎 5階	0564-23-6297
サービス課 水道給水係	西庁舎 6階	0564-23-6339
公園緑地課 計画整備係	西庁舎 4階	0564-23-6399
市街地整備課 総務清算係	西庁舎 4階	0564-23-6265
社会教育課 岡崎城跡係	福祉会館 4階	0564-23-7270
環境保全課 環境保全係	福祉会館 5階	0564-23-6194
自然共生係	福祉会館 5階	0654-23-6188
西三河建設事務所 維持管理課	西三河総合庁舎 5階	0564-27-2758
中部地方整備局豊橋河川事務所 岡崎出張所		0564-22-1564
中部地方整備局豊橋河川事務所 安城出張所		0566-99-0402
西三河農林水産事務所 林務課	西三河総合庁舎 3階	0564-27-2733
明治用水土地改良区	明治用水会館内	0566-76-4920
ごみ対策課 収集係	リサイクルプラザ管理棟 3階	0564-23-6530
矢作川沿岸水質保全対策協議会	明治用水会館内	0566-76-4925

【その他】

・共同住宅のごみ置場

・汚水量が20トンを超える浄化槽を設置する場合

・壁面線の制限、外壁後退

ごみ対策課

矢作川沿岸水質保全対策協議会

風致地区・地区計画・建築協定区域内において指定される